



Niigata
Industrial
Creation
Organization

平成27年度

若者・女性生活サポート産業創業支援事業

募集案内
＜2次募集＞

平成27年9月

公益財団法人

にいがた産業創造機構

目 次

●制度の目的	2
●応募対象者	2
●助成対象事業	2
●助成事業の実施期間	4
●助成金の交付条件など	4
●助成対象経費	5
●応募の方法	6
●助成事業の採択方法について	7
●事業計画の評価基準について	7
●助成事業者の義務	8
●申請から助成事業の採否決定までの流れ	9
●助成事業が採択（交付決定）された場合、助成金支払いまでの流れ	9
●交付決定以降のスケジュールについて	10
●新潟県内商工会・商工会議所の連絡先一覧	11

●制度の目的

本県における若者・女性の起業、とりわけそれらの層において支援ニーズの高い生活サポート産業（住民生活の利便性の向上や様々な地域課題の解決に資する取組を行うサービス産業）における起業を支援することで、起業数の底上げと企業の新陳代謝の促進、それによる地域経済の活性化、住民生活の利便性向上等を図ることを目的とします。

*本事業は、国の「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を活用して実施するものです。

●応募対象者

創業事業計画に基づき県内に事業所を設置し、創業する若者及び女性。

*募集開始日（平成 27 年 9 月 30 日）以降に「開業届」（個人事業主の場合）を提出する方、又は「法人登記」（法人の場合）を行う方が対象となります。

*すでに開業届を提出済みの個人事業者が法人成りする場合は対象外となります。

*申請時において、本事業における創業事業計画以外の事業を営む会社または他の団体等に所属する者（代表者及び役員を含む）にあつては、交付決定後 2 ヶ月以内に、所属する会社、団体等を退職することができる者が対象です。

*本事業における「若者」とは、申請時点において 40 歳未満の者を指します。

*「平成 26 年度補正予算及び平成 27 年度予算 創業・第二創業促進補助金」、「平成 27 年度戦略産業創業支援事業」、「平成 27 年度新規創業サポート事業」、「平成 27 年度起業チャレンジ奨励事業」、「平成 27 年度若者・女性生活サポート産業創業支援事業（一次）」そのほか本事業と補助(助成)対象経費が重複する他の補助金等との併用はできません。

●助成対象事業

この助成金の対象となる事業は、次に掲げる事業です。

1 生活サポート産業（上記参照）における事業計画

【対象業種】

- 情報通信業 ○運輸業、郵便業 ○卸売業、小売業
- 学術研究、専門・技術サービス業 ○宿泊業、飲食サービス業
- 生活関連サービス業、娯楽業 ○教育、学習支援業 ○医療、福祉
- サービス業のうち上記に分類されないもの

2 申請時点において創業していない場合は、助成期間終了（平成 28 年 2 月末日）までに創業に至る事業計画

3 1 年以上の事業継続が見込まれるもの

4 3 年以上の事業計画を策定するもの

*以下の事業、営業内容のものは助成対象外です。

【事業内容で対象外となるもの】

- 金融・保険業（生命保険媒介業、損害保険代理業、損害査定業を除く）
- 娯楽業のうち風俗関連営業
- 競輪・競馬等の競争場・競技団
- パチンコホール
- ビンゴゲーム場、射的場、スロットマシン場
- 芸ぎ業
- 場外馬券売場及び場外車券売場
- 競輪競馬等予想業
- 芸ぎ周旋業
- 集金業・取立業（公共料金またはこれに準ずるものに関するものを除く）
- 興信所のうち身元調査等個人のプライバシーに係わる調査を主におこなうもの
- 易断所・観相業
- 相場案内業
- 病院
- 一般診療所
- 歯科診療所
- 助産・看護業
- 歯科技工所
- 獣医業
- 学校（学校法人が経営するもの）
- 法律事務所、特許事務所
- 公証人役場、司法書士事務所
- 土地家屋調査士事務所
- 公認会計士事務所、税理士事務所
- 社会保険労務士事務所
- 通訳案内業
- 不動産鑑定業
- 行政書士事務所
- 宗教・政治・経済・文化団体その他の非営利事業及び団体、LLP(有限責任事業組合)
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第1項及び第5項に規定するもの
 - ・風俗営業（第1項）
キャバレー（第1号）、スナック・バー・クラブ（第2号）、ナイトクラブ（第3号）、
低照度飲食店（第5号）等
 - ・性風俗関連特殊営業（第5項）
店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、映像送信型性風俗特殊営業、
店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業

【営業内容で対象外となるもの】

- 奢侈遊興性にわたるもので料金が大众的でないもの
- 公序良俗に反するなど社会的に批判を受ける恐れがあるもの
- 一時的または投機的なもの
- 単に社会福祉または慈善等を目的とするもの
- そのほか、(公財) にいがた産業創造機構が不相当と判断する事業

●助成事業の実施期間

交付決定日（平成 27 年 11 月上旬予定）から平成 28 年 2 月末日まで。

●助成金の交付条件など

- 創業に必要な経費（補助対象経費）については100万円を超えることとし、その場合に100万円を上限に支援します。
- ただし、2人（商店街に事業所を設置する場合*1、買い物環境の改善が図られる事業の場合*2 は1人）以上の新規雇用*3 を伴う場合で、必要な経費が200万円を超えた場合については、その2分の1を支援し、上限を300万円とします。
- 助成金の交付時期は経費の支払いを終えた後の精算払いとなります。

		対象経費	
		100万円超～200万円	200万円超～
助成金	申請者以外に2人以上（商店街に事業所を設置する場合*1、買い物環境の改善が図られる事業の場合*2 は1人）の新規雇用*3 を伴う場合	上限額 100万円	上限額 300万円 (助成率 1/2 以内)
	*4 申請者以外に雇用なし、又は1人の新規雇用を伴う場合		

- *1 「商店街」は、平成 26 年度新潟県商店街実態調査の対象となった商店街組織（商店街振興組合、事業協同組合、任意組織）が存在する地区とします。商店街組織が存在する「商店街」については、N I C Oホームページ(<http://www.nico.or.jp/>)から一覧が確認出来ます。
- *2 「買い物環境の改善が図られる事業」とは、事業内容及び地域の高齢化率や交通環境、店舗の立地状況等買い物が困難な地域であって、移動販売や宅配事業による買い物機会の提供など（限定するものではありません）、買い物環境の改善に繋がる事業とします。
- *3 雇用保険の一般被保険者となる労働者であること。ただし3親等以内の親族、役員を除きます。
- *4 助成金交付申請額のうち、事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費、事業用車両購入費（次頁の「助成対象経費」参照）に係る金額の合計は50%未満となるようにしてください。

●助成対象経費

1 助成対象経費の内容

※助成事業の実施期間に契約、取得、支払いが完了する経費が対象です。

経費区分	助成対象経費
事業拠点開設費	<ul style="list-style-type: none">○事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費○事業所の増改築費 ※新築費は対象外○事業用車両購入費 ※乗用車(3、5ナンバー)は対象外(旅客運送業を除く)○法人登記費用(印紙・登録免許税を除く)○消耗品費○その他必要と認められる経費
事業促進費	<ul style="list-style-type: none">○人件費(本人、3親等以内の親族、役員を除く)○賃借料○光熱水費○通信運搬費○広告宣伝費○その他必要と認められる経費

2 助成対象経費の支払方法

銀行振込み、銀行口座振替、小切手、自己振出の約束手形の何れかの方法でお支払いください。(※原則として現金による直接支払いは認められません)。

●応募の方法

1 申請書類の入手方法

申請書類については、県内の商工会議所、商工会又はN I C Oをご用意しております。
また、N I C Oホームページ(<http://www.nico.or.jp/>)からも入手できます。

2 申請書類の作成

以下の書類を作成してください。なお、申請書の作成に際しては、商工会議所又は商工会の経営指導員が作成等の相談に応じます。

※連絡先は商工会議所、商工会連絡先一覧表（P11）をご覧ください。

- ・若者・女性生活サポート産業創業支援事業交付申請書
- ・若者・女性生活サポート産業創業支援事業計画書
- ・事業経費内容及び助成金交付申請額
- ・買い物環境改善枠事業概要書（買い物環境の改善が図られる事業を行う方のみ）
- ・U I ターン概要書（U I ターンによる創業又はU I ターン者を雇用する場合）
- ・U I ターンを証明する書類等の写し（同上）
- ・個人情報取扱い同意書
- ・許認可・免許を伴う業種であれば許認可等を証する書類・免許証等の写し
- ・開業届又は登記事項全部証明書の写し（開業届提出済み又は法人登記済みの場合）
- ・本人確認書類（運転免許証や保険証の写し）

3 商工会議所又は商工会の確認

2で作成した書類を、事業を営む地域の商工会議所又は商工会に提出してください。
（募集締切の1週間前までには商工会・商工会議所窓口にご相談又はご提出ください。）
申請書類の確認を商工会議所又は商工会の経営指導員が行い、「若者・女性生活サポート産業創業支援事業確認書」を交付します。

4 申請書類を（公財）にいがた産業創造機構（N I C O）へ提出

以下の書類を（公財）にいがた産業創造機構（N I C O）に提出ください。
（10月21日（水）17：30必着）

- ・若者・女性生活サポート産業創業支援事業交付申請書
- ・若者・女性生活サポート産業創業支援事業計画書
- ・事業経費内容及び助成金交付申請額
- ・買い物環境改善枠事業概要書（買い物環境の改善が図られる事業を行う方のみ）
- ・U I ターン概要書（U I ターンによる創業又はU I ターン者を雇用する場合）
- ・U I ターンを証明する書類等の写し（同上）
- ・個人情報取扱い同意書
- ・許認可・免許を伴う業種であれば許認可等を証する書類・免許証等の写し
- ・開業届又は登記事項全部証明書の写し（開業届提出済み又は法人登記済みの場合）
- ・本人確認書類（運転免許証や保険証の写し）
- ・若者・女性生活サポート産業創業支援事業確認書（商工会議所・商工会記入）

5 応募期間

平成27年9月30日（水）～平成27年10月21日（水）17：30 必着

※提出方法は簡易書留による郵送または持参してください。

●助成事業の採択方法について

外部専門家である審査員が事業計画書等の提出された書類をもとに、書面審査します。必要に応じて、申請者に対して面談を実施する場合があります。

*採択されると、創業者名、住所（市区町村名）、業種名、事業概要等を公表いたします。
なお、不採択の理由についての問い合わせには応じられませんので、ご了承ください。

●事業計画の評価基準について

申請された事業計画については、以下のポイントを重点に評価を行います。

（1）創業事業計画の具体性

- ・創業の時期について具体的な青写真があるか
- ・創業する場所は決まっているか
- ・必要な従業員は確保出来ているか
- ・売上、費用、利益などの損益計画の予想が出来ているか
- ・必要な資金（設備資金、運転資金）を確保しているか
- ・その事業について十分な知識と経験があるか、経験不足を補う方策はあるか

（2）創業事業計画の実現可能性

- ・事業の目的が明確であるか
- ・事業に志と情熱を持っているか
- ・商品・サービスは顧客のニーズにマッチしているか
- ・許認可を伴う業種はその取得が可能か
- ・受注見込み先、仕入見込み先の人脈や信用力があるか

（3）創業事業計画の継続性

- ・商品・サービスのセールスポイントはあるか
- ・競合他社や商品の価格帯を調査した上で競争力があるか
- ・創業場所は事業に適した場所か（立地、規模、コスト等）
- ・自己資金は十分に準備しているか

（4）創業事業計画の社会性

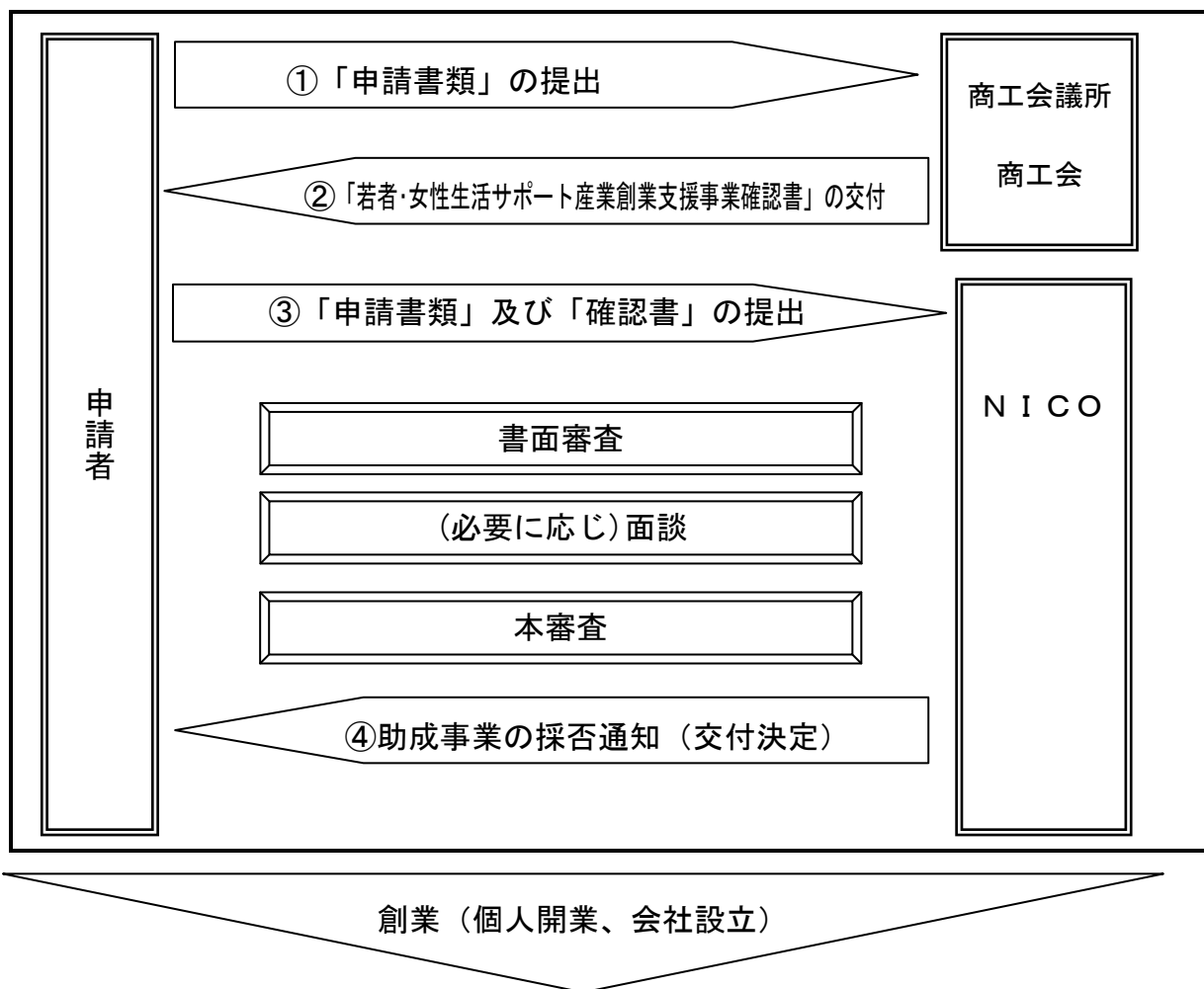
- ・助成金の受給を目的とする事業計画でなく創業の必要性が認められるか
- ・雇用の創出効果は高いか
- ・環境、エネルギー、教育、子育て、医療、介護等社会問題の解決につながるなど社会貢献性が高いか（加点対象）
- ・U I ターンによる創業又はU I ターン者の雇用を伴う創業か（加点対象）

●助成事業者の義務

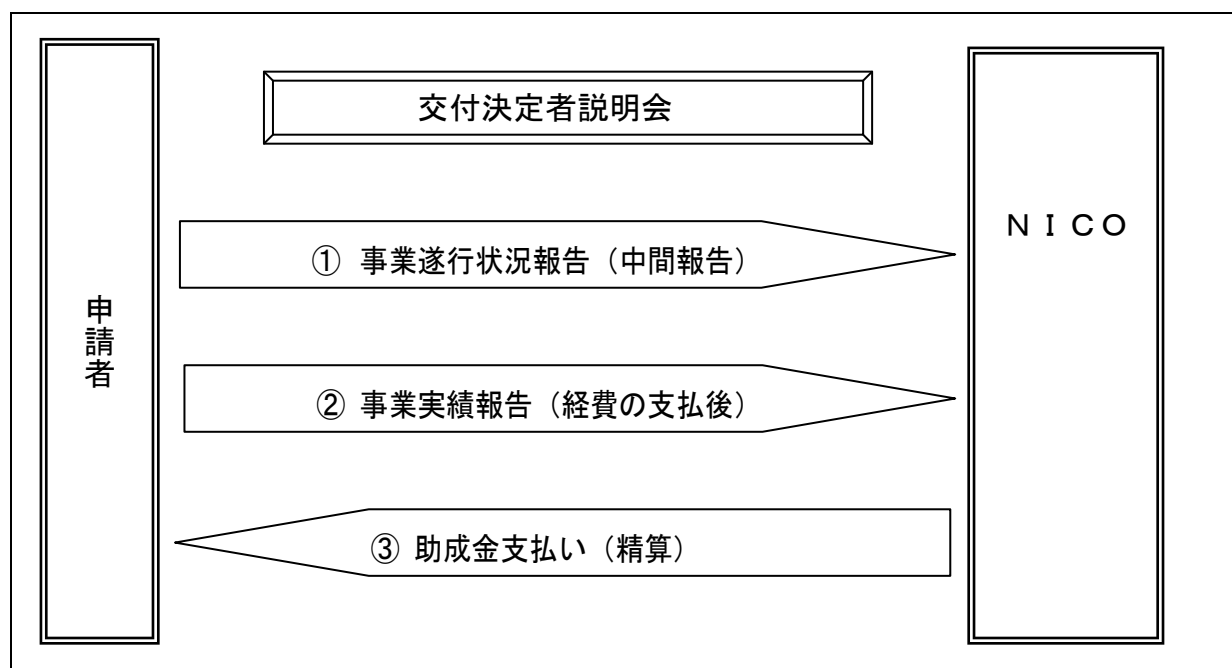
助成金を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

- 1 助成事業の内容を変更しようとする場合は事前に承認を得ること。
- 2 事業途中で中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- 3 事業完了後、実績報告書を提出すること。
- 4 事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的にしたがって効率的な運用を図ること。
- 5 事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、事前に承認を受けること。また、処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を機構に納付する場合あること。
- 6 事業の成果の企業化、事業により取得した工業所有権の譲渡、実施権の設定等により収益が生じときは、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付する場合があること。
- 7 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。
- 8 助成事業の実施期間終了後5年間、企業化状況報告を行うこと。

●申請から助成事業の採否決定までの流れ



●助成事業が採択 (交付決定) された場合、助成金支払いまでの流れ



●交付決定以降のスケジュールについて

1 採否通知

助成金の採否の結果を申請者宛てに郵送にて通知します。

採択された場合、交付決定日（平成27年11月上旬予定）から平成28年2月末日までが助成事業の実施期間となります。その間に契約、取得、支払いが完了する経費が助成対象となります。それ以外のものは助成対象外となりますのでご注意ください。

2 交付決定者（採択者）説明会

助成金交付までのスケジュールや事務手続き、注意点についてご説明します。

3 事業遂行状況報告書の提出

事業の進捗状況の中間報告を行っていただきます。随時、現地調査も行います。

4 実績報告書の提出（事業の完了後）

創業後、支払い済の助成対象経費に関する支払証拠書類（見積書、契約書、納品書、請求書、領収書等）の写しを報告書に添付して提出していただきます。
随時、現地調査を行います。

5 助成金の交付

助成金の交付は、助成対象経費の支払いを終えた後の精算払いとなります。

6 企業化状況の報告（5年間）

事業終了後5年間、各年における助成事業成果の企業化状況を報告していただくとともに、助成事業に関する調査に協力していただきます。

【申請先・お問合せ先】

〒950-0078 新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 9 階
公益財団法人にいがた産業創造機構
経営支援グループ 創業・経営革新チーム
TEL 025-246-0051(直通) FAX 025-246-0030

●新潟県内商工会・商工会議所の連絡先一覧

【商工会連合会】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
商工会連合会	950-0965	新潟市中央区新光町 7-2	025-283-1311	025-285-1252
長岡支所	940-2127	長岡市新産 2-1-4 長岡新産管理センタービル	0258-21-0688	0258-21-4333

【商工会（下越地区）】

新潟市				
新潟西商工会	950-2112	新潟市西区内野町 537	025-262-2316	025-262-2305
赤塚商工会	950-2261	新潟市西区赤塚 5405-8	025-239-2315	025-239-2305
酒屋町商工会	950-0324	新潟市江南区酒屋町 821-10	025-280-2240	025-280-2572
豊栄商工会	950-3321	新潟市北区葛塚 3348	025-387-2264	025-387-5523
白根商工会	950-1217	新潟市南区白根 1240-3	025-373-4181	025-373-4199
小須戸商工会	956-0101	新潟市秋葉区小須戸 3611-2	0250-38-2560	0250-38-2027
横越商工会	950-0208	新潟市江南区横越中央 1-1-5	025-385-2773	025-385-4300
岩室商工会	953-0132	新潟市西蒲区西中 889-1	0256-82-3209	0256-82-5010
巻商工会	953-0041	新潟市西蒲区巻甲 2576-3	0256-72-2026	0256-73-2742
西川商工会	959-0422	新潟市西蒲区曾根 168-13	0256-88-3646	0256-88-7554
黒埼商工会	950-1111	新潟市西区大野町 3021	025-377-3155	025-377-4056
味方商工会	950-1261	新潟市南区味方 685-1	025-372-3535	025-372-2724
潟東商工会	959-0505	新潟市西蒲区三方 24	0256-86-2129	0256-86-2964
月潟商工会	950-1305	新潟市南区大別当 2668	025-375-2405	025-375-2923
中之口商工会	950-1327	新潟市西蒲区中之口 688-1	025-375-4181	025-375-5224
岩船郡関川村				
関川村商工会	959-3265	岩船郡関川村大字下関 110-2	0254-64-1341	0254-64-0423
村上市				
荒川商工会	959-3134	村上市羽ヶ榎 104-44	0254-62-3049	0254-62-5330
神林商工会	959-3416	村上市今宿 50-14	0254-66-7408	0254-66-5916
朝日商工会	958-0251	村上市岩沢字野村 5566-1	0254-72-1301	0254-72-1545
山北商工会	959-3907	村上市府屋 219-1	0254-77-2259	0254-77-2437
阿賀野市				
安田商工会	959-2221	阿賀野市保田 3726	0250-68-2208	0250-68-3515
京ヶ瀬商工会	959-2123	阿賀野市姥ヶ橋 660-5	0250-67-2743	0250-67-2178
水原商工会	959-2021	阿賀野市中央町 2-12-5	0250-62-2047	0250-62-7007
笹神商工会	959-1919	阿賀野市山崎 379	0250-62-4563	0250-62-7924
新発田市				
豊浦商工会	959-2323	新発田市乙次 475-3	0254-22-3925	0254-23-5491
加治川商工会	959-2415	新発田市住田 510	0254-33-3931	0254-33-3932
紫雲寺商工会	957-0204	新発田市稲荷岡 2371	0254-41-2319	0254-41-2044

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
北蒲原郡聖籠町				
聖籠町商工会	957-0117	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山 1640-2	0254-27-2078	0254-27-7868
胎内市				
中条町商工会	959-2642	胎内市新和町 2-5	0254-43-3624	0254-43-5773
黒川商工会	959-2807	胎内市黒川 1106-13	0254-47-2419	0254-47-2320
五泉市				
村松商工会	959-1705	五泉市村松乙 245	0250-58-2201	0250-58-8409
東蒲原郡阿賀町				
津川商工会	959-4402	東蒲原郡阿賀町津川 3581-1	0254-92-2494	0254-92-4284
鹿瀬商工会	959-4301	東蒲原郡阿賀町向鹿瀬 1777	0254-92-4894	0254-92-5705
上川商工会	959-4507	東蒲原郡阿賀町両郷甲 2150	0254-95-2266	0254-95-2267
三川商工会	959-4622	東蒲原郡阿賀町白崎 148	0254-99-2064	0254-99-2063
西蒲原郡弥彦村				
弥彦村商工会	959-0323	西蒲原郡弥彦村大字弥彦 2953	0256-94-2272	0256-94-4650
燕市				
分水商工会	959-0181	燕市上諏訪 9-6	0256-97-2181	0256-98-5511
吉田商工会	959-0232	燕市吉田東栄町 14-12	0256-93-2609	0256-92-7661

【商工会（中越地区）】

長岡市				
栃尾商工会	940-0295	長岡市谷内 2 丁目 5 番 9 号 栃尾秋葉 門前商工プラザ「とちパル」 2F	0258-52-4191	0258-52-4135
中之島町商工会	954-0124	長岡市中之島 798-1	0258-66-5550	0258-66-7525
関原地区商工会	940-2035	長岡市関原町 3 丁目甲 57	0258-46-2170	0258-46-7365
二和地区商工会	940-2145	長岡市青葉台 1 丁目甲 120-8 長岡ニュータウンセンター 1 階	0258-47-0315	0258-47-0916
越路町商工会	949-5406	長岡市浦 715-11	0258-92-2247	0258-92-6347
三島町商工会	940-2306	長岡市脇野町 817-9	0258-42-2504	0258-42-2314
与板町商工会	940-2402	長岡市与板町与板甲 134-2	0258-72-2303	0258-72-3328
和島村商工会	949-4511	長岡市小島谷 3360-1	0258-74-2147	0258-74-3093
寺泊町商工会	940-2502	長岡市寺泊坂井町 9769-31	0258-75-2474	0258-75-3374
山古志商工会	940-0204	長岡市山古志竹沢乙 461 番地 長岡市山古志支所内	0258-59-2151	0258-59-2340
小国町商工会	949-5213	長岡市小国町法坂 738-1	0258-95-2404	0258-95-2432
川口町商工会	949-7504	長岡市東川口 1974-20	0258-89-2213	0258-89-2154
見附市				
見附商工会	954-0053	見附市本町 1-4-41	0258-62-1365	0258-63-1656

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
南蒲原郡田上町				
田上町商工会	959-1503	南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3072	0256-57-2291	0256-57-5100
三条市				
下田商工会	955-0152	三条市笹岡 360-1	0256-46-3073	0256-46-3086
栄商工会	959-1153	三条市新堀 2290	0256-45-3405	0256-45-3684
三島郡出雲崎町				
出雲崎町商工会	949-4305	三島郡出雲崎町大字羽黒町 431-1	0258-78-2064	0258-78-3693
魚沼市				
堀之内商工会	949-7413	魚沼市堀之内 320-1	025-794-2433	02579-4-3218
小出商工会	946-0011	魚沼市小出島 1209-11	025-792-2124	02579-2-7067
湯之谷商工会	946-0075	魚沼市吉田 1148	025-792-1511	02579-2-8040
広神商工会	946-0051	魚沼市今泉 1477-1	025-799-3279	02579-9-3745
守門商工会	946-0216	魚沼市須原 520	025-797-2272	02579-7-2643
入広瀬商工会	946-0304	魚沼市穴沢 215-1	025-796-2152	02579-6-2166
南魚沼郡湯沢町				
湯沢町商工会	949-6101	南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2882-8	025-784-2522	025-784-3218
南魚沼市				
塩沢商工会	949-6408	南魚沼市塩沢 1112-32	025-782-1206	025-782-4044
六日町商工会	949-6600	南魚沼市六日町 76-4	025-772-2590	025-772-8061
大和商工会	949-7302	南魚沼市浦佐 478-5	025-777-3500	025-777-4165
十日町市				
川西商工会	948-0144	十日町市水口沢 76-15	025-768-2176	025-768-4301
中里商工会	949-8401	十日町市上山己 3103-2	025-763-2868	025-763-4188
水沢商工会	949-8523	十日町市新宮甲 475-6	025-758-3035	025-758-4004
松代町商工会	942-1526	十日町市松代 3244-7	025-597-2006	025-597-2360
松之山商工会	942-1406	十日町市松之山 1571-3	025-596-2174	025-596-2350
中魚沼郡津南町				
津南町商工会	949-8201	中魚沼郡津南町下船渡丁 2920	025-765-2301	025-761-4039
柏崎市				
黒姫商工会	945-1241	柏崎市大字野田 853-1	0257-29-2001	0257-29-2250
北条商工会	949-3724	柏崎市大字大広田 68-1	0257-25-3322	0257-25-3502
高柳町商工会	945-1502	柏崎市高柳町岡野町 1859-3	0257-41-2407	0257-41-2200
西山町商工会	949-4124	柏崎市西山町礼拝 430-2	0257-47-2086	0257-47-2650
刈羽郡刈羽村				
刈羽村商工会	945-0307	刈羽郡刈羽村刈羽 111-2	0257-45-2386	0257-45-2985

【商工会（上越・佐渡地区）】

上越市				
安塚商工会	942-0411	上越市安塚区安塚 732	025-592-2265	025-592-3470
浦川原商工会	942-0307	上越市浦川原区釜淵 53-1	025-599-2206	025-599-2092
大島商工会	942-1105	上越市大島区上達 1423-1	025-594-3719	025-594-3314
牧商工会	943-0647	上越市牧区柳島 1212	025-533-5070	025-533-5267
柿崎商工会	949-3216	上越市柿崎区柿崎 6090-1	025-536-2531	025-536-4494
大潟商工会	949-3111	上越市大潟区四ツ屋浜 773	025-534-3211	025-534-4832
頸城商工会	942-0127	上越市頸城区百間町 615-2	025-530-2156	025-530-2367
吉川商工会	949-3445	上越市吉川区原之町 1433-1	025-548-2109	025-548-3024
三和商工会	943-0316	上越市三和区井ノ口 329-1	025-532-2192	025-532-2454
中郷商工会	949-2301	上越市中郷区板橋 569-1	0255-74-2061	0255-74-2428
板倉商工会	944-0131	上越市板倉区針 938	0255-78-2117	0255-78-2775
清里商工会	943-0502	上越市清里区荒牧 10-5	025-528-4111	025-528-4195
名立商工会	949-1602	上越市名立区名立大町 193-4	025-537-2203	025-537-2743
妙高市				
妙高高原商工会	949-2105	妙高市大字毛祝坂 58-3	0255-86-2378	0255-86-4113
妙高商工会	949-2235	妙高市大字関山 1668-6	0255-82-2068	0255-82-3150
糸魚川市				
能生商工会	949-1352	糸魚川市大字能生字桑ノ町 1941-7	025-566-2244	025-566-4374
青海町商工会	949-0304	糸魚川市大字寺地 2153	025-562-2352	025-562-5201
佐渡市				
両津商工会	952-0011	佐渡市両津夷 182-1	0259-27-5128	0259-23-3868
相川町商工会	952-1542	佐渡市相川塩屋町 25-3	0259-74-3236	0259-74-3237
佐和田商工会	952-1324	佐渡市中原 328-3	0259-52-3148	0259-52-3531
金井商工会	952-1209	佐渡市千種 50-5	0259-63-4161	0259-63-4755
新穂商工会	952-0106	佐渡市新穂瓜生屋 99-2	0259-22-2166	0259-22-3836
畑野商工会	952-0206	佐渡市畑野甲 559-7	0259-66-2458	0259-66-3465
真野商工会	952-0318	佐渡市真野新町 132-31	0259-55-2711	0259-55-3116
小木町商工会	952-0604	佐渡市小木町 94	0259-86-2216	0259-86-2304
羽茂商工会	952-0504	佐渡市羽茂本郷 673-1	0259-88-2160	0259-88-3654
赤泊商工会	952-0711	佐渡市赤泊 189	0259-87-2200	0259-87-2916

【商工会議所】

名 称	郵便番号	住 所	電話番号	F A X
新潟商工会議所	950-8711	新潟市中央区万代島 5-1 万代島ビル 7F	025-290-4411	025-290-4421
長岡商工会議所	940-0065	長岡市坂之上町 2 丁目 1-1	0258-32-4500	0258-34-4500
三条商工会議所	955-8603	三条市須頃 1 丁目 2 0 番地	0256-32-1311	0256-32-1310
柏崎商工会議所	945-0051	柏崎市東本町 1-2-16	0257-22-3161	0257-22-3570
新発田商工会議所	957-8550	新発田市中央町 4-10-10	0254-22-2757	0254-23-5885
新津商工会議所	956-0864	新潟市秋葉区新津本町 3-1-7	0250-22-0121	0250-25-2332
小千谷商工会議所	947-8691	小千谷市本町 2-1-5	0258-81-1300	0258-83-3632
加茂商工会議所	959-1313	加茂市幸町 2-2-4	0256-52-1740	0256-52-4100
十日町商工会議所	948-0088	十日町市駅通り 17 番地	025-757-5111	025-752-6044
村上商工会議所	958-0841	村上市小町 4-10	0254-53-4257	0254-53-0172
燕商工会議所	959-1200	燕市東太田 6856 番地	0256-63-4116	0256-63-8705
糸魚川商工会議所	941-8601	糸魚川市寺町 2-8-16	025-552-1225	025-552-8860
新井商工会議所	944-0048	妙高市下町 7-1	0255-72-2425	0255-73-7525
五泉商工会議所	959-1864	五泉市郷屋川 1-2-9	0250-43-5551	0250-42-1151
上越商工会議所	943-8502	上越市新光町 1-10-20	025-525-1185	025-522-0171
亀田商工会議所	950-0125	新潟市江南区亀田新明町 2-2-30	025-382-5111	025-382-5114